# 公益財団法人全日本柔道連盟 冠大会開催に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、冠大会を開催する際の詳細について定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 本規程でいう冠大会とは、柔道に関する全国的競技会および国際的競技会であって、大会の名称に企業名または商品名等を用いたものをいう。

(例;○○杯、○○旗)

2. 本規程でいう冠表示団体とは、冠大会の大会名称に、自己の企業名または商品名等を表示する団体をいう。

#### (開催許可)

第3条 冠大会を開催しようとする団体は、事前に公益財団法人全日本柔道連盟(以下「全 柔連」という。) に開催許可申請を行い、許可を得なければならない。

## (冠表示料)

- 第4条 第3条の許可が得られた場合、冠大会を開催する団体もしくは冠表示団体は、全 柔連が指定する日までに、全柔連に冠表示料を支払わなければならない。
  - 2. 冠表示料の金額については、全柔連と冠大会を開催する団体および冠表示団体で協議の上、決定する。

## (許可の取り消し)

- 第5条 以下の場合は、全柔連は、許可を取り消すことができる。
  - (1) 指定の期日までに、冠表示料を支払わない場合
  - (2) 冠表示団体に不祥事が発生した場合

#### 付則

- 1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日(平成24年4月1日) から施行する。
- 3. この規程は、平成26年9月16日から一部改正して施行する。